新型コロナウイルス感染症 (追加措置の発表等)

- 1 6月24日、チリ政府は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。
- ・3月18日(水)から6月24日(水)までの期限で実施されていた国境閉鎖措置(出国制限はない)について、6月25日(木)から7月1日(水)まで7日間延長する(再延長の可能性有り)。
- 2 新型コロナウイルス感染の疑いが生じた場合の対処
- (1) 新型コロナウイルス感染を疑う症状

以下のいずれかの症状がある場合は、新型コロナウイルスに感染している可能性があります。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、高熱、咳、喉の痛み、頭痛等の強い症状のある場合
- ・重症化しやすい方(※)については、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ※高齢者,基礎疾患(糖尿病,心不全,呼吸器疾患)がある方,透析を受けている方,免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方,妊娠中の方

(2) 新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応

チリ保健省は、上記(1)の症状から新型コロナウイルス感染が疑われる場合、医師・病院での受診を推奨しています。とくに呼吸困難等の症状については、病院(呼吸器救急外来(Urgencias Respiratorias))で速やかに受診が必要となります。軽症の場合(咳や喉の痛みはあるが、発熱がない場合等)については自宅療養を勧めています。また、同省は、下記の(参考)のとおり新型コロナウイルス窓口を設けています。

当館としては、現状の様に当国における感染者が増えた状況では、発熱はもちろん頭痛や味覚障害などの軽い症状があった場合でも、新型コロナウイルス感染症である確率は大変に高くなり、その進展が数時間で急変するといったケースも多く報告されておりますので、疑いが有れば、受診をためらわず速やかに検査・治療を受けることを推奨します。

(参考)チリ保健省新型コロナウイルス窓口への電話のかけ方 新型コロナウイルス相談窓口(電話:600 360 7777) オプションO(コロナウイルス専用)を選択します。その後,以下のオプションから選択します。

• Información general sobre prevención, síntomas, exámenes, licencias

médicas, pasaportes sanitarios y otros: MARQUE 1

予防、症状、検査、病体による手続き、衛生パスポート等に関する一般情報は、オプション1

- Si usted ha sido diagnosticado con coronavirus: MARQUE 2
- コロナウイルスと診断された場合は、オプション2
- Si ha estado en contacto con personas diagnosticadas con coronavirus o arribó a Chile durante los últimos 14 días: MARQUE 3
- 過去14日間にコロナウイルスと診断された人と接触した場合、または過去14日間にチリに到着した人は、オプション3
- \cdot Si usted tiene tos, dificultad respiratoria o fiebre superior sobre los 37.8 $^{\circ}$ C: MARQUE 4
- 咳, 息切れ, または発熱が 37.8°C 以上の場合は, オプション 4
- (3) 受診・相談の結果,新型コロナウイルス感染の疑いありと判断された場合
- ・軽症の場合は、自宅療養・自己隔離の継続が指示される可能性があります。 その場合は外出を控え、他人との接触を避けるなど、感染拡大防止のための行動を徹底してください。

(家庭内に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合の注意点: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html などをご参照ください)

- ・軽症で自宅療養中に症状が悪化した場合は、速やかに病院に連絡してください。
- ・PCR 検査の結果が陽性と判定された場合でも、症状が比較的軽症であれば入院せず自宅療養・自己隔離を指示される可能性があります。
 - (4) 新型コロナウイルス感染が確定した場合

自宅療養か入院治療か等、実際の治療については病院の判断になります。また、感染が確定した場合は大使館(領事部)にもお知らせ願います。

3 6月25日時点で、チリ国内では259、064名(死亡者4、903名)のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

https://www.minsal.cl/

・チリ保健省(チリにおけるコロナウイルス感染者数)

https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/

・チリ政府(コロナウイルス関連)

https://www.gob.cl/coronavirus/

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

・外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html